

福井大学医学部教育主任会要項

平成 29 年 4 月 20 日
医 学 部 長 裁 定

(趣旨)

第 1 条 この要項は、福井大学医学部附属教育支援センター（以下「センター」という。）
第 8 条第 2 項の規定に基づき、医学部教育主任会（以下「主任会」という）について
必要事項を定める。

(所掌事項)

第 2 条 主任会は、センターと連携をとり、次の各号に掲げる業務を行う。

- (1) 当該学科教育に関する情報収集を行う。
- (2) 教育改善について周知するとともに円滑に導入できるよう調整を行う。
- (3) その他、当該学科教育の点検・評価・改善に関すること。

(組織)

第 3 条 主任会に、医学科主任会と看護学科主任会を置き、次の各号に掲げる者をもって
組織する。

2 医学科主任会

- (1) センター長
- (2) 副センター長（医学科教員）
- (3) センター専任教員
- (4) 教育主任（医学科教員）
- (5) 松岡キャンパス学務室医学教育第一係長
- (6) その他医学科主任会が必要と認める者

3 医学科主任会に、議長を置き、センター長が指名する者をもって充てる。

4 看護学科主任会

- (1) 副センター長（看護学科教員）
- (2) 教育主任（看護学科教員）
- (3) 松岡キャンパス学務室医学教育第二係長
- (4) その他看護学科主任会が必要と認める者

5 看護学科主任会に、議長を置き、センター長が指名する者をもって充てる。

(会議の招集及び議長)

第 4 条 議長は、必要に応じて主任会を招集する。

- 2 議長に事故あるときは、議長があらかじめ指名した者がその職務を代行する。
- 3 主任会は、教育主任がやむを得ない事情により欠席するときは、当該教育主任が指名した代理の者の出席を認めることができる。
- 4 議長は、必要があると認めるときは、構成員以外の者の出席を求め、意見を聴くことができる。

(教育主任)

第 5 条 教育主任は、別に定める分野・診療科等の各グループに 1 名置くこととする。

2 教育主任は、次の各号に掲げる業務を行う。

- (1) 各分野・診療科グループの教育に関する情報収集を行う。
- (2) 各分野・診療科グループの教育をとりまとめ、当該学科における教育の実施を主導する。
- (3) センターと協力し主任会を運営する。
- (4) その他、センター及び主任会が依頼すること。

(任期)

第6条 教育主任の任期は2年とし、再任を妨げない。

2 欠員により補充された教育主任の任期は、前任者の残任期間とする。

(事務)

第7条 主任会の事務は、学務部松岡キャンパス学務室において処理する。

附 則

- 1 この要項は、平成29年4月20日から施行し、平成29年4月1日から適用する。
- 2 福井大学医学部医学科教育主任会・看護学科教育主任会要項（平成27年5月21日医学部附属教育支援センター長裁定）は、廃止する。